

拒絶理由通知書

特許出願の番号 特願2000-305399
起案日 平成14年 7月 3日
特許庁審査官 工藤 一光 9274 5W00
特許出願人代理人 鈴江 武彦 (外 6名) 様
適用条文 第29条第2項、第29条の2

14.9.7

この出願は、次の理由によって拒絶をすべきものである。これについて意見があれば、この通知書の発送の日から60日以内に意見書を提出して下さい。

理 由

1. この出願の請求項1～8に係る発明は、その出願前日本国内又は外国において頒布された下記の刊行物(1)、(2)に記載された発明に基いて、その出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第29条第2項の規定により特許を受けることができない。
2. この出願の下記の請求項に係る発明は、その出願の日前の特許(実用新案登録)出願であって、その出願後に出願公告(特許掲載公報の発行又は実用新案掲載公報の発行)又は出願公開がされた下記の特許(実用新案登録)出願の願書に最初に添付された明細書又は図面に記載された発明(考案)と同一であり、しかも、この出願の発明者がその出願前の特許(実用新案登録)出願に係る上記の発明(考案)をした者と同一ではなく、またこの出願の時に於いて、その出願人が上記特許(実用新案登録)出願の出願人と同一でもないので、特許法第29条の2の規定により、特許を受けることができない。

記

- (1) 国際公開第98/52281号パンフレット [例えば、第2、9、10図に関する記載を参照]
- (2) 特開平11-266138号公報 [例えば、第2図に関する記載を参照]

上記理由1

なお、引用例1には、本願と同様の発明が記載されているものと認める。

上記理由2

発送番号 220585
発送日 平成14年 7月 9日 2 / 2

特願2000-156360号(特開2001-53581号参照)

先行技術文献調査結果の記録

・調査した分野 IPC第7版 H03H9/145